

新人選手獲得に関するルール違反行為の類型の明確化とそれに対する制裁の明定について

(禁止される行為の態様)

第1条 球団及び球団の役職員は、新人選手を当該球団に入団せしめるよう交渉し、勧誘すること等に関し、新人選手又はその親族等の関係者に、いかなる名目をもってしても金品を供与し、又は供応、接待をしてはならない。金品等の提供の約束をすることも同様禁じられる。

第2条 球団及び球団の役職員は、新人選手を当該球団に入団せしめるよう交渉し、勧誘すること等に関し、新人選手と利害関係を有する者又は影響力を有する者(個人及び団体)に対し、前条に掲げる行為をなしてはならない。

第3条 球団及びその役職員は、新人選手又は新人選手と利害関係を有する者から金品等の提供先の指定を受け、これに金品等を提供することは同様禁じられる。

(科せられる制裁)

第4条 前3条の違反行為を認めるときには、コミッショナーは、球団に対し、野球協約第9条に定める制裁を科するほか、加えて次に掲げる制裁を科することができる。

1 球団に対する制裁

- (1) 2回以内のドラフト会議からの排除
- (2) 2回以内のドラフト会議における上位2選手の選択の機会の排除
- (3) 選手契約の制限
- (4) 1,000万円以下の制裁金の納付

2 球団の役員に対する制裁

違反行為を知り得たと認められる球団の役員に対しては、監督懈怠のゆえをもって行為者と同様の制裁を科する。

3 違反行為を行った個人に対する制裁

- (1) 期限を定めない日本プロフェッショナル野球組織からの追放
- (2) 1年間以内の野球活動からの排除
- (3) 100万円以下の制裁金の納付又は戒告

4 違反行為者と意を通じて行った者に対する制裁

違反行為者と意を通じて行為を行ったと認められる者は、違反行為者と同様の制裁を受ける。

(事案の調査)

第5条 違反行為の申告等があった際には、コミッショナー事務局は、予備調査を行い、違反の疑いの心証を得た場合、コミッショナーに報告し、コミッショナーにおいて調査を開始する。

前項の調査開始に際してコミッショナーは、事案の複雑性等を考慮して調査委員会を設けることができる。

第6条 球団及び球団の役職員は、前条に定める調査に最大限の協力をしなければならない。

第7条 コミッショナーは、違反の心証を得た場合、関係球団及び違反者に対し、制裁を科する。
その手続きは、野球協約第9条の定めによる。

(コミッショナー事務局の相談窓口)

第8条 本件について運用上疑義が生じた場合適切な対応をさせるためにコミッショナー事務局に相談窓口を設ける。球団、その役職員及び新人選手並びにそれらの関係者は、コミッショナー事務局窓口にお問い合わせ、相談し、回答を得ることができる。なお本件の照会及び回答は、書面又はメールをもって行う。
コミッショナー事務局が回答を行った際には、連盟及びその構成球団に照会等及び回答を参考送付しなければならない。